

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（500）」

2. 日時：平成29年1月11日 16時00分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

内藤安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、野田安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他18名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ 副長 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備担当 他3名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

<液状化影響の検討方針について>

- 共同溝設計指針の構造物の浮き上がりに係る評価方法に、トンネル標準示方書等の指針の内容を用いる理由を詳細に説明すること。
- 取水路の取水機能維持に関する評価方針については、耐震ジョイントの許容限界の評価方法、隣接ブロックの逆方向変位の扱い方等について記載を充実させ説明すること。
- 取水路について、縦断方向の取水性の確保について説明すること。
- 新潟県中越沖地震における発電所敷地内の地盤変状については、局所的な沈下の要因（擁壁の変状等）を分析した上で説明すること。

<津波による損傷の防止について>

- 発電所敷地のどの範囲を津波防護対象とするかといった耐津波設計方針を明確にすること。(外郭防護の考え方として「敷地」の範囲を整理すること。)
- 躯体の残留変位量から想定される防潮堤への影響(継ぎ手の目開き等)について説明すること。
- 防波堤の有無に対する最低水位分布の比較(添付第 2-43 図)について、防波堤無しの場合における海底部の地形の設定について説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 液状化影響の検討方針について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について